

鳥取縣公報

縣令

昭和十七年四月十四日
第一千三百二十四號

火曜日

本書ノ公刊サハ國定規格A5判

◆鳥取縣令第三十四號

企業許可令施行細則左ノ通定ム

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

企業許可令施行細則

第一條 企業許可令施行規則（以下規則ト稱ス）第五條、第七條乃至第九條、第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ知事又ハ主務大臣ニ提出スベキ申請書又ハ報告書ハ第一號乃至第七號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書又ハ報告書ハ知事ニ提出スベキモノニ在リテハ正副二通、主務大臣ニ提出スベキモノニ在リテハ正副四通ヲ提出スベシ

第二條 指定事業ニ屬スル設備ニシテ主務大臣ノ指定シタル設備ヲ有スル者ハ遲滞ナク第八號様式ニ依ル報告書ヲ知事ニ提出

スベシ

第三條 規則第八條又ハ第十一條ノ規定ニ依ル報告書若ハ前條ノ報告書ヲ受理シタルトキハ受理シタル證票ヲ交付ス

第四條 事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ヲ行フ者ニシテ從業者ヲ使用スルトキハ其ノ數ニ從ヒ許可書又ハ證票ノ謄本ノ交付ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可書又ハ證票ノ謄本ノ交付ヲ受ケントスルトキハ從業者ノ住所、氏名及生年月日ヲ具シ知事ニ申請スベシ

第五條 事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ者又ハ其ノ從業者當該事業ヲ行フトキハ許可書、證票又ハ其ノ謄本ヲ携行スベシ

第六條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第七條 許可書又ハ證票ノ交付ヲ受ケタル者當該事業ヲ廢止シ又ハ委託ヲ終了シタルトキハ規則第十二條又ハ第十三條ノ報告書ニ交付ヲ受ケタル許可書又ハ證票ヲ添附シ知事ニ提出スベシ

00186

許可書又ハ證票ノ謄本ノ交付ヲ受ケタル者其ノ從業者ニ異動アリタルトキハ當該謄本ヲ返納スベシ

第八條 本令又ハ昭和十七年二月商工省告示第五百五十七號ノ規定ニ依リ知事又ハ主務大臣ニ提出スベキ書類ハ事業ヲ行フ場所毎ニ其ノ所在地(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ニ付テハ其ノ事業ヲ行フ主たる區域ヲ含ム)ノ市町村長ヲ經由スベシ但シ指定事業、中醫藥品製造業、醫藥品卸賣業、醫藥品小賣業、衛生材料製造業、衛生材料卸賣業、衛生材料小賣業、賣藥部外品卸賣業、賣藥部外品小賣業、醫科機械器具卸賣業、醫科機械器具小賣業、齒科用品卸賣業、齒科用品小賣業、醫料衛生用品卸賣業、醫料衛生用品小賣業及陸上小運搬業ニ付テハ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル警察署長ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企業許可令第七條ノ規定ニ依リ既ニ提出シタル事業報告書ハ本令ニ定ムル様式ニ依リ提出シタルモノト看做ス

第一號様式

企業許可令第三條ニ依ル事業開始許可申請書

一、開始セントスル事業	縣(道府) 市(郡) 町村 番地
二、ノ位置又ハ事業ヲ行フ區域	
三、取扱物資ノ種類	
四、事業開始ノ豫定期	

右企業許可令施行細則第五條ノ規定ニ依リ御許可相成度添附書類相添及申請候也

年 月 日

住所

申請者 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 殿

一 記載注意

- 一ノ「開始セントスル事業」ハ企業許可令施行規則ノ指定ニ從ヒ開始セントスル指定事業ヲ列記スルコト
- 二ノ「事業ヲ行フ場所」トハ當該事業ヲ行フ工場、事業場店舗、事務所等總テ事業ヲ行フ場所ヲ總稱スルモノナルコト行商ニ在リテハ行商區域ヲ移動的露店商ニ在リテハ其ノ移動區域ヲ併セ記入スルコト

00187

- 一、取扱物資ノ種類ハ生産、加工、修理、販賣又ハ保管ノ事業ヲ爲ス者ニ限り記載シ要シ、其ノ事業ノ内容トシテ取扱フ物資ノ種類、例ヘバ製造業ニ在リテハ製品ノ種類、販賣業ニ在リテハ取扱商品ノ種類ヲ記載スルコト
- 二、醫藥品ニ關スル製造業ノ場合ハ藥局方收載藥品、新藥、新製劑ノ各別ニ製造品目毎ニ記載シ販賣業ニ在リテハ藥局方收載藥品新藥、新製劑、賣藥ノ別ニ記載スルコト
- 三、醫藥品關係企業許可令施行細則第四條第一項ニ該當スル場合ハ當該資格ヲ別ニ關テ設ケ記載スルコト

二 添 附 書 類

- 一 申請書ニハ左ニ掲ケル書類ヲ添附スルコト
- 一 團體ニ在リテハ定款、寄附行爲其 他之ニ準ズルモノ、財産目錄、貸借對照表及損益計算書、個人ニ在リテハ履歷書
- 二 當該事業以外ノ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ事業ノ概要ヲ記載シタル書面
- 三 物資ノ生産、加工、修理、保管又ハ運送ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ニ屬スル主要設備及其ノ能力ヲ記載シタル書面但シ醫藥品ノ生産能力ニ付テハ品目毎ニ一箇月ノ最高製造數量ヲ記載スルコト

第二號様式

企業許可令第四條ニ依ル事業委託許可申請書

一、委託セントスル事業ノ範圍	自 年 月 日 至 年 月 日
二、委託ノ豫定期及期間	年 月 日 年 月 日
三、委託セントスル事由	
四、受託者ノ氏名及住所	氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 住所

右企業許可令施行規則第七條ノ規定ニ依リ御許可相成度添附書類相添及申請候

年 月 日

住所

委託者 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 殿

住所

委託者 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 殿

一 記載注意

- 一、ハ委託セントスル事業ノ種類及其ノ委託ノ範圍ヲ記載スルコト

- (2)二、ハ「召集解除ノ日迄」ノ如ク終期ノ不確定ナル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
- (3)三、ハ「應召」「病氣」等ノ如ク委託セントスル事由ヲ具体的ニ記載スルコト

- 年 月 日
- 住所 報告者 氏 名

二 添附書類
 申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スルコト
 (1) 受託者ノ行フ事業ノ概要ヲ記載シタル書面
 (2) 団体タル受託者ニ在リテハ其ノ定款、寄附行爲其ノ他之ニ準ズルモノ、財産目録、貸借対照表及損益計算書、個人タル受託者ニ在リテハ其ノ履歴書

一 記載注意
 (1)四、ハ「戸主ノ死亡」「戸主ノ隠居」「母ノ死亡」等ノ如ク記載スルコト
 (2)五、ノ相續開始ノ時トハ相續人ガ相續ノ事實ヲ知りタルト否トヲ問ハズ相續ノ原因タル事實ノ發生セル時期例ヘバ被相続人ノ死亡又ハ隠居ノ時期ヲ云フモノナルコト

企業許可令第五條ニ依ル相續報告書

第四號様式

一、相續セル事業	
二、被相續人ノ氏名	
三、相續人ノ氏名	氏 名
四、相續發生ノ事由	年 月 日 生
五、相續開始ノ時期	

右企業許可令施行規則第八條ノ規定ニ依リ添附書類相添及報告候也

一、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サントスル設備ノ屬スル事業	
二、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サントスル設備及其ノ能力	
三、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サントスル設備ニ依リ生産、	

企業許可令第六條ニ依ル設備ノ新設(擴張又ハ改良)許可申請書

加工修理又ハ保管ヲ爲スベキ物資ノ種類	
四、工事著手ノ豫定時期	
五、工事完成ノ豫定時期	
六、新設(擴張又ハ改良)ヲ爲サントスル事由	

右企業許可令施行規則第九條ノ規定ニ依リ設備ノ新設(擴張又ハ改良)ノ許可相成度此段及申請候也

年 月 日 住所

申請者 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 殿

記載注意

- (1)一、及二、ハ告示ニ記載サレタル指定ニ從フコト
- (2)二、ハ新設、擴張又ハ改良セントスル設備ヲ列記スルコト
- (3)三、ハ許可ヲ申請セル設備ニ依リ生産、加工、修理又ハ保管ヲ爲スベキ物品ノ種類ヲ列記スルコト

第五號様式

企業許可令第七條ニ依ル事業報告書

一、現ニ行フ事業	
二、所又ハ事業ヲ行フ區域	
三、取扱物資ノ種類	
四、當該事業ヲ開始シタル時期	
五、現ニ委託シタル事業ノ範圍	
六、委託ノ時期及期間	自 年 月 日 至 年 月 日
七、委託ノ事由	
八、受託者ノ氏名及住所	氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 住所

右企業許可令施行規則第十一條ノ規定ニ依リ及報告候也

年 月 日 住所

報告者 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 殿

一 記載注意

- (1)一、ノ「現ニ行フ事業」トハ企業許可令施行規則ノ指定ニ從

00190

- ヒ現ニ行フ指定事業ヲ列記スルコト
- (2) 二、ノ「事業ヲ行フ場所」トハ當該事業ヲ行フ工場、事業場、店舗、事務所等總テ事業ヲ行フ場所ヲ總稱スルモノナルコト、行商ニ在リテハ行商區域ヲ移動的露店商ニ在リテハ其ノ移動區域ヲ併セ記入スルコト
 - (3) 三、ノ「取扱物資ノ種類」ハ其ノ生産、加工、修理、販賣又ハ保管ノ事業ヲ爲ス者ニ限リ記載ヲ要シ其ノ事業ノ内容トシテ取扱物資ノ種類、例ヘバ製造業ニ在リテハ製品ノ種類、販賣業ニ在リテハ取扱商品ノ種類ヲ記載スルコト
 - (4) 五、ハ委託シアル事業ノ種類及其ノ委託ノ範圍ヲ記載スルコト
 - (5) 六、ハ「召集解除ノ日迄」ノ如ク終期ノ不確定ナル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
 - (6) 七、ハ「應召」「病氣」等ノ如ク委託ノ事由ヲ具体的ニ記載スルコト
 - (7) 委託ノ場合ノ報告書ニハ委託者及受託者ノ連署ヲ要ス
- 二 添附書類
- 委託ノ場合ノ報告書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スルコト
- (1) 受託者ノ行フ事業ノ概要ヲ記載シタル書面
 - (2) 團體タル受託者ニ在リテハ其ノ定款、寄附行爲其ノ他之ニ

準ズルモノ、財産目録、貸借對照表及損益計算書、個人タル受託者ニ在リテハ其ノ履歷書

第六號様式 企業許可令第八條ニ依ル事業廢止報告書

一、廢止セル事業	
二、所ノ位置又ハ事業ヲ行フ區域	
三、事業廢止ノ事由	
四、事業廢止ノ時期	

右企業許可令第三條ノ事業ヲ廢止致候條同施行規則第十二條ノ規定ニ依リ此段及報告候也

年 月 日
住 所

報告者 氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 殿

第七號様式

企業許可令第八條ニ依ル委託終了報告書

00191

一、委託セル事業	
二、委託開始ノ時期	年 月 日
三、受託者ノ氏名及住所	

右委託終了致候條同業許可令施行規則第十三條ノ規定ニ依リ及報告候也

年 月 日
住 所

委託者 氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 殿

第八號様式

企業許可令施行規則第二條ニ依ル設備報告書

一、事業ヲ行フ場所ノ位置	
二、設備ノ屬スル事業	
三、設備及其ノ能力	
四、産、加工、修理又ハ保管ヲ爲ス物資ノ種類	
五、設備シタル年月日	

右企業許可令施行規則第二條ノ規定ニ依リ及報告候也

年 月 日
住 所

報告者 氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 殿

記載注意

(1) 二、及三、ハ告示ニ記載サレタル指定ニ從フコト

鳥取縣令第三十五號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條中「訓練所」ノ次ニ「木工指導所」ヲ加フ

訓 令

鳥取縣訓令甲第九號

收 支 命 令 者
縣 出 納 吏

00192

昭和二年三月鳥取縣訓令第十六號收支命令者縣出納吏及縣金庫ノ印章中左ノ通改正シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

二 縣出納吏印章但書中「木炭検査手数料證箋」ノ次ニ「及紙検査請求證紙」ヲ加フ

告示

鳥取縣告示第九十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ組合セ又ハ詰合セ物ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

物品稅法第一種ノ物品ニシテ一組又ハ詰合セタルモノ(昭和十六年十一月農工商省告示第六號ニ依リ額ノ指定アルタルモノヲ除ク)ノ物品稅ヲ課セラル、場合ニ於ケル小賣業者販賣價格ハ其ノ個々ノモノ(容器ヲ含ム)ノ小賣業者販賣價格(物品稅ヲ課セラル、物品ニ付テハ物品稅ヲ加算セザル額)ノ合計額ニ物品稅法第二條ニ依リ算出シタル稅額ヲ加算シタル額トス

鳥取縣告示第九十一號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スベキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

社 格 所在地名 神 社 名
村 社 氣高郡末恒村 白 兔 神 社

鳥取縣告示第九十二號

明治四十二年七月內務省令第十二號會計ニ關スル規程ヲ適用スベキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

社 格 所在地名 神 社 名
村 社 氣高郡末恒村 白 兔 神 社

鳥取縣告示第九十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル支那產綠豆ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱 單位 地方雜穀配給機關最高販賣價格
支那產綠豆 正味百斤當 一九・九六
本表價格ハ賣主倉庫渡又ハ店先渡價格ニシテ包裝代ヲ含ムモノトス

00193

鳥取縣告示第九十四號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牡牛ノ結核病検査左ノ通施行ス所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該畜牛ヲ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査月日 検査場所 牽付區域

昭和十七年	東伯郡淺津村	
六月二日	長瀬村	
六月三日	上北條村	
六月四日	浦安村	
六月五日	由良町	
六月六日	下郷村	東伯郡一圓
六月七日	八橋町	
六月八日	赤碓町	
六月九日		
六月十日		
六月十一日		
六月十二日		
六月十三日		
六月十四日		
六月十五日		
六月十六日		

鳥取縣告示第九十五號

國民優生法第五條ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲シ得ル醫師左ノ通り指定ス

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取市立鳥取病院	石川 一郎
日本赤十字社鳥取支店病院長	永井 純三
松江刑務所鳥取刑務支所囑醫	稻富 一郎
有限利用購買組合厚生病院	野坂 綱定
責任北岡病院	北岡 信親
合資財團法人米子病院	西島 義一
財團法人米子病院	荒川 俊三
株式會社博愛病院	

00194

米子腦病院院長 廣江和一
松江刑務所米子刑務支所保健技手 井田潔

◆鳥取縣告示第九十六號

國民優生法第十三條ニ依ル命令ヲ以テ定ムル醫師及場所左ノ通り指定ス

昭和十七年四月十四日

鳥取縣知事 土肥米之

命令ヲ以テ定ムル醫師名	命令ヲ以テ定ムル場所
石川一郎	鳥取市立鳥取病院
足立孝	日本赤十字社鳥取支部病院
水谷千彌	有限利用購買組合厚生病院
北岡信親	會社北岡病院
西島義一	財團法人米子病院
荒川俊三	株式會社博愛病院
藤岡十郎	

戰争と少年保護

—少年保護運動旬間—

(刑事課)

大正十一年四月十七日に少年法が布かれてから今年は丁度滿二十周年にあたるので、これを記念して四月八日から十七日に至る十日間を少年保護運動旬間として、全國的に少年保護運動が展開されてゐる。

青少年の健全なる育成については何れの國でも大いに留意してゐる處であつて、特に新興の獨伊などがその教化に格段の努力を盡してゐることは周知の通りである。我が國に於ても青少年教育については種々の努力を拂つてゐるのであるが、現下の状態から考へてその志操徳性の健全なる育成は一層痛感されてゐる處である。

を現したのであつた。

すべて戦争に於ては各種物資の生産に非常な増大をなさねばならぬ爲、殷賑産業に對する青少年勞務者の増加は實に當然のことである。時局下青少年が産業戰士として銃後國民の責務に邁進することはまことに喜ばしい次第であるが、一面青少年が職場に入るといふことは家庭の監督と慰安を離れる結果となり、同時に自由な時間と相當多額の賃金が與へられる爲、これに適當なる指導が與へられない場合には未熟な判断のままに慰安や娯樂を追求することになり、そこから正しい堅實な生活態度を喪失して這々類廢の危地に進むことあるべきは自然の勢であつて、これを指導する青少年に對する適當なる保護と指導の途が充分講ぜられねばならぬことは、時局産業確保の上からも將來の國民資質の確保の上からも極めて明らかな處である。

青少年の育成についてはもとより最初から深い慈愛と周到なる配慮のもとにこれを護り、何等の過誤も生ぜしめぬやうにすることが先決要件であるが、もし不幸にしてその行狀の上に問題が生じた場合には、成るべく早期にこれを發見して適當なる指導矯正が行はねばならない。

00195

日本は日本の青少年はいづれも我等の同胞であつて、罪を犯した者と雖も等しく御國の大御寶である。これを保護しこれを指導して強く正しき日本國民たらしめることは我等の貴き責務であつて、道を踏み迷つた少年に對しても我々はまづこれを救ふことを考へなければならぬのである。特に今日の如く國家非常の時に當り、且つ將來の大東亞を指導して確固たる共榮圈を樹立せねばならぬ時、明日を擔つて立つべき我が同胞を、一人も漏らすことなく國民大進軍の隊伍に列せしめて、日本國民たるの本務を充分に達せしめることは洵に刻下の喫緊事といふべきである。

大戦戦争の場合に於ては青少年の犯罪は、最初は減少を示してもやがて増加しがちなものであつて、前歐洲大陸の際に於ても各交戰國とも少年犯罪は激増を示してゐる。即ちドイツに於ては開戦第一年の一九一四年には、戦前の五萬四千臺から四萬六千臺に減少したが、翌一九一五年には六萬三千臺になり、更にその翌年には八萬臺に昇り、戦争第四年には遂に九萬を遙にか突破して開戦當初に比し實に二倍以上に及んだのである。又フランスでは第一年には九千九百餘人であつたのが第二年には一萬四千を越え、第四年には二萬三千を突破して又開戦當初の二倍半に近い數を示し、其の他イギリス、オーストリア・ハンガリー等も同様の傾向

00196

少年保護事業はこの趣旨のもとに行はれる事業であつて、少年(満十八歳以下の少年及少女)にして刑罰法令に觸れる行爲を爲した者、及びかゝる行爲をなす虞れある者に保護を加へてこれを矯正善導し、健全順良なる日本國民たらしめやうとするものであつて、少年審判所を中心機關とし、關係施設たる矯正院、少年保護團體等によつて本人の性格・家庭の状況その他諸般の事情に應じた種々の方法が講ぜられる。例へば矯正院(少年院)とか少年保護團體に收容して嚴格なる規律の下に團體生活を營ませ訓育を施すとか、家庭の事情その他によつては自宅に住ませて平常通りの生活を營ませながら關係機關が常にこれを觀察し、親身の相談相手となつて保護指導するとかしてその性情を陶冶矯正し、忠良なる日本國民たらしめる爲のあらゆる手段を盡すのである。

少年審判所は東京・名古屋・廣島・福岡に設けられてゐて、本縣は廣島少年審判所の管轄に屬してゐる。

このやうにして少年審判所は青少年保護のために奮闘してゐるのであるが、眞に青少年保護の目的を達する爲には國民社會の全面的なる協力が是非必要である。

國民各自が子女の父兄として、雇傭主として或は職場の先輩として、日常その指導の萬全を期するは少年保護事業に對する間接

の協力であるが、又少年法はもつと直接な協力方法として同法第二十九條に於て、附近に保護を加ふべき少年のあるのを知つた者はこれを少年審判所に通告するやう定めてゐる。

これは少年の不良行爲や犯罪を早期に發見して、その病勢の昂進しないうちに早く保護を加へてこれを治療する爲であつて、通告するには書面又は口頭を以て本人及び保護者の氏名、住所年齢職業、性行等を申立てればよいのである。通告して保護を受けさせることは本人の爲でもあり、社會國家の爲でもあるわけであるから、この趣旨を汲んで通告を勵行されたいものである。

大東亞戰爭が長期戦たるべきは當然であるが、戰爭中はもとより戦後に於ても我が國民の任務は重い。我々は青少年の一人をもこの重任を擔つて立つ責任者から脱落せしめてはならない。一億國民總進軍の秋である。舉國手を携へて戰爭完遂に邁進すると共に、青少年の教養指導に萬全の努力を盡し、もし誤つて落伍する者あればこれを救済して、國民としての任務遂行に遺憾なきを期せねばならぬ。各位の熱心なる協力によつて、この青少年保護事業の完遂を期する次第である。

00197

出征將兵に後顧の憂なからしめ 軍人援護の完璧を期せよ

(社會課)

畏くも皇室に於かせられては事變勃發以來常に銃後のことに深く大御心を垂れさせ給ひ、殊に戦歿軍人の遺族、出征軍人の家族及び傷痍軍人の上に限りなき御仁慈を垂れさせ給ふことは申すも畏き極みである。

天皇陛下に於かせられては、去る昭和十三年十月三日近衛首相を宮中に召させられて軍人援護に關する優渥なる勅語を賜り、併せて軍人援護の資として多額の御内帑金を御下賜あらせられたのである。又 皇后陛下に於かせられても之等の人々に對し數々の御恩召を垂れさせ給ふことは唯々恐懼感激に堪えない次第であつて、我々國民はこの聖旨を奉體し悉々軍人援護の完璧を期せねばならない。

聖戰既五に年有余、其の間幾多の戦鬪に於て不幸敵彈に傷き、或は悪疫に罹れ、或は勇戦奮闘遂に護國の華と散つた戦歿勇士、又大陸の曠野に或は波立ち騒ぐ海上に日夜奮戦しつゝある第一線

將兵の身上を憂ひ、我々は之等の勇士に對して衷心感謝の誠を捧げると共に、名譽ある勇士に聊かも後顧の憂なからしめることは我々銃後國民當然の責務である。今や我國は大東亞戰爭のために國運を賭して興亡の岐路に奮闘を續けてゐるのであるが、此の聖戰目的完遂こそ實に我々現代國民に課せられた榮譽ある大使命であると云はなければならぬ。

此のためには戦線銃後を問はず一死奉公一億一休の精進を要することは言を俟たないのであるが、特に軍人をして後顧の憂なからしめることは聖業完遂上最重要事である。固より本縣に於ては政府の方針に基き或は縣独自の立場から諸般の軍人援護對策を講じてゐるのであるが、之が圓滑適正なる運営を期するには全縣民の眞の協力が俟たねばならない。

それには先づ戦歿軍人の遺族、出征軍人の家族及び傷痍軍人に對し心からの深い尊敬と感謝の念を以て扶け勵まし或は彈丸雨飛の第一線で凡ゆる困苦欠乏に耐へて奮闘しつゝある皇軍將兵の武運長久を祈願し、又勇士へ絶えず心の籠つた慰問文、慰問品等を發送し慰藉激勵すること等が肝要である。

一方又戦歿軍人の遺族、出征軍人の家族及び傷痍軍人、歸郷軍人の方々も國體の本義に徹して上 皇室の御仁慈を奉戴し、國家社會の恩典優遇に感謝し、常に自肅自戒各其の本分を遂行して銃後

00198

奉公の實を一般國民に垂範せられるやう切望に堪えない次第である。

兵器献納資源回收 運動釀出金報告

金額	町村名
一金五拾六圓參拾參錢	八頭郡安部村
一金拾九圓參拾五錢	八頭郡準村
一金六圓九拾參錢	東伯郡矢透村
一金拾貳圓拾五錢	東伯郡小鹿村
一金五圓拾五錢	西伯郡宇田川村
一金拾八圓拾壹錢	東伯郡由良町
一金拾五圓八拾九錢	東伯郡三徳村
一金拾四圓拾錢	東伯郡八橋町
一金八圓四錢	日野郡日光村
一金七圓七拾四錢	東伯郡上小鴨村

昭和十七年四月十四日印刷
昭和十七年四月十四日發行

一金參拾五圓貳拾錢 日野郡日野村
一金九圓四拾九錢 日野郡溝口町

◎文部省推薦兒童圖書

◆めんこい小馬 (改訂版) 青木かづ子 畫
サトウハチロー 文
昭一七・三・一〇 定B五判 四十八錢
雄鳳堂 雄藍社 發行

◆豆の一生 服部 靜夫 著
昭一七・一・七 定B六判 一七六錢
正芽社 發行

◎行旅死亡人

一 男死体一人推定年齢四十歳前後身長五尺二三寸位
顔面頭部腐爛シ相貌不分明膝及肘關節ヨリ下部ハ白サトナリ
居レリ着衣セル襪色小甚繁襪單衣袖付淺黃色若盤ノ下着ニ似
モスリシ大幅兵古帯ヲ締死後約一ヶ月餘ヲ經過セルモノ、如
ク所持品ナシ

右ハ昭和十六年十月三十日徳島縣板野郡瀬戸町大島田字田尻通稱
小谷海岸ニ漂着シ假埋葬取計置候ニ付心當リノ者ハ當役場へ申出
ツベシ

鳥取縣鳥取市東町 縣
鳥取縣高郡大正村大字古海 取
鳥取縣鳥取郡大正村大字古海 支
鳥取縣鳥取郡大正村大字古海 所